

富山ガラス造形研究所外国人教師募集要項

採用予定職種 准教授

担当予定科目 コールドワーク

募集人員 1人

応募資格 次の要件を満たす人

(1) 美術系大学(ガラス学科)を卒業し、学校又は学校に準じる教育機関で従事又は作家活動をしている人のいずれかで、コールドワークの経験が10年以上のある者。

(2) 英語が堪能な者。

(3) 原則として、2026年10月1日時点で33歳以上52歳未満の人。

募集締切日 2026年1月30日【応募書類必着】

採用予定日 2026年10月1日

応募書類 応募フォーム (<https://toyamaglass.ac.jp/form/foreign-teacher/>) に必要事項を入力し、提出期限までに送信してください。

(1) 履歴書(顔写真、氏名、住所、誕生日、学歴、経歴、展覧会及び受賞歴などを含む。)

なお、顔写真は過去6か月以内に撮影されたものとします。

(2) 自己制作作品【20作品以内】の画像を添付してください。なお、コールドワークのスキルレベルがわかる画像を含めてください。

また、作品一覧表も添付してください(PDF形式で1、2ページ程度)。

2分以内での動画作品も応募可能ですが、作品写真と合わせて20点以内に収めてください。動画はYouTubeにアップロードし、メールの件名を応募者氏名としたうえで、そのURLを、tigainfo@toyamaglass.ac.jp へお送りください。

(3) 推薦書2通

(4) 自己推薦書(A4版用紙1枚程度)

(5) 最終学歴修了証明書

選考方法 提出書類による一次選考の後、インターネット面接【zoom】により最終選考。

採否の決定 応募者全員について、2026年3月上旬に本人宛に通知します。

応募書類提出先 〒930-0143
富山県富山市西金屋80
富山市立富山ガラス造形研究所
TEL 076(436)2973
FAX 076(436)2974
E-mail tigainfo@toyamaglass.ac.jp

採用条件

1 招聘期間 2026年10月1日から2028年9月30日(原則2年間)

- ※ 招聘期間は、赴任が10月1日以降にずれ込む場合、本研究所に到着した日の翌日を始期とする。
- ※ 1年ごとに更新し、最長4年まで延長することができる。
- ※ 契約期間は、予算年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とし、赴任初年度に限り、10月1日から翌年3月31日までの6か月の契約とする。

2 待 遇 「富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」による。

(1) 報酬等について

ア 報 酬 個別に定める額(月額)を翌月の15日に支給する。

【参考 令和7年度の基準額】

月額 526,800 円(経験年数 14 年、子1人の場合)

※ 令和8年度以降、変更される場合がある。

イ 期末手当 報酬に準じて年2回支給する。

(半年未満の雇用見込みの場合は支給しない。)

ウ 通勤に係る費用弁償 会計年度任用職員の制度に準じて支給する。

※ 交通手段により異なる。

(2) 社会保険について

健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険及び労災保険に加入する。

(3) 居住する住居について

ア 住居は、富山市が借り受け、本人に貸し付ける。

イ 家賃は、本人が直接支払う。

ウ 電気、ガス、水道及び電話(インターネット)等の使用料は本人が負担する。

エ 原則として、犬や猫等のペットの飼育は禁止する。

3 勤務時間について

(1) 担当授業時間数

週当たり18 時限とする(1時限は50分)。

(2) 勤務時間

週当たり37時間30分とし、1週間の勤務は、月曜日から金曜日までとする。

なお、勤務時間内は、富山ガラス造形研究所にて調査及び研究を行うものとする。

4 休日及び休暇等について

(1) 休日

日曜日及び土曜日並びに国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(2) 有給休暇

初年度は、年間5日(10月から翌年3月まで)とし、2年度目以降は、会計年度任用職員の制度に準じて付与する。

5 税金及び社会保険料について

税金、健康保険料及び年金保険料が法令の規定に基づき算定され、上記の報酬から差し引いて徴収する。

6 赴任及び帰国旅費について

(1) 赴任旅費

本人及び家族の赴任時には、現住所から本研究所までの最も経済的な通常の経路による必要な旅費の実費を本研究所に到着した後に、円貨により支給する。

ア 航空運賃 ○○国○○市から日本(○○国際空港)まで

イ 日本国内旅費 ○○国際空港から富山市(鉄道又は航空機)まで

(2) 帰国旅費

帰国旅費は、原則として引き続き2年以上勤務し、かつ、契約期間満了後3か月以内に日本を出発する場合に限り支給する。

※ 移転に伴う輸送費用は、予算の範囲内で支給する。

7 作品の制作について

研究所所長との協議により、研究所の運営に支障のない限り、自らの費用で作品を制作することができる。

8 その他必要なことについては、双方が協議して定める。